

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 福岡財務支局長

**【提出日】** 平成26年8月12日

**【四半期会計期間】** 第58期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

**【会社名】** 株式会社ヤマウ

**【英訳名】** YAMAU CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中村 健一郎

**【本店の所在の場所】** 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

**【電話番号】** 092(872)3301(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 隈江 芳博

**【最寄りの連絡場所】** 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

**【電話番号】** 092(872)3301(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部長 隈江 芳博

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期 連結累計期間	第58期 第1四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	3,481,858	3,483,253	22,932,951
経常利益又は経常損失( ) (千円)	54,046	66,095	1,479,540
四半期純損失( )又は 当期純利益 (千円)	62,963	65,748	856,053
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	74,825	59,704	901,110
純資産額 (千円)	2,304,226	3,214,846	3,381,605
総資産額 (千円)	11,922,215	13,678,166	16,648,742
1株当たり四半期純損失金額 ( )又は1株当たり当期純利 益金額 (円)	13.98	14.61	187.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			100.69
自己資本比率 (%)	19.04	23.04	19.91
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	835,848	957,727	1,314,311
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	93,614	141,214	481,384
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	599,809	383,903	483,966
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,607,666	2,246,812	1,814,202

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に、企業収益の改善や設備投資額の増加が見られる等、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や原材料・エネルギー価格の高騰等により、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループの主要事業分野におきましては、競合他社との厳しい企業間競争下にあります。国や地方自治体による公共工事の予算執行前倒しによる早期発注等により、主要市場である九州圏内では今後の需要拡大が期待されます。

このような状況の中で当社グループは、競合他社との差別化並びに新たな需要の掘り起こしを図るべく、プレキャスト製品化の推進等による提案力の強化や、製造部門におけるコスト削減強化に努めて参りました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が34億83百万円（前年同四半期比0.04%増）、営業損失が1億71百万円（前年同四半期は営業損失1億15百万円）、四半期純損失が65百万円（前年同四半期は四半期純損失62百万円）となりました。

なお、当社グループの売上高は公共工事関連の比重が高いため季節的変動が著しく、下期（第3、第4四半期連結会計期間）偏重の特性を有しております。そのため、売上高に対する費用負担の大きい上期（第1、第2四半期連結会計期間）につきましては、利益面ではマイナスとなりますが、売上高が増加する下期（第3、第4四半期連結会計期間）において利益が伸びる傾向にあります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (コンクリート製品製造・販売事業)

コンクリート製品製造・販売事業の売上は、土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品の販売によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、競合他社との厳しい企業間競争下にあります。国や地方自治体による公共工事の予算執行前倒しによる早期発注が活発化しております。このような状況の中、主力の土木製品群を中心に、受注強化に継続的に取り組んで参りました。

その結果、当第1四半期連結累計期間においては、コンクリート製品製造・販売事業の売上高は、29億74百万円（前年同四半期比1.6%増）、セグメント損失（営業損失）は16百万円（前年同四半期は営業損失5百万円）となりました。

(水門・堰の製造及び施工並びに保守事業)

水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上は、水門、除塵機、水管橋等鋼構造物の製造、施工並びにそれらの保守によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上高は、4億58百万円(前年同四半期比6.2%減)、セグメント損失(営業損失)は1億24百万円(前年同四半期は営業損失94百万円)となりました。

(情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業)

情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上は、主に金融機関向け業務処理支援機器、貨幣処理機及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守、LED照明の販売によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上高は40百万円(前年同四半期比28.8%減)、セグメント損失(営業損失)は5百万円(前年同四半期は営業損失0百万円)となりました。

(コンクリート構造物の点検・調査事業)

コンクリート構造物の点検・調査事業の売上は、橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修・補強設計業務の請負によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、コンクリート構造物の点検・調査事業の売上高は10百万円(前年同四半期比19.7%増)、セグメント損失(営業損失)は25百万円(前年同四半期は営業損失15百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて25.0%減少し、92億61百万円となりました。これは、主として、受取手形及び売掛金が39億57百万円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.6%増加し、44億16百万円となりました。これは主として、有形固定資産が95百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて17.8%減少し、136億78百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて23.4%減少し、94億22百万円となりました。これは、主として、支払手形及び買掛金が17億9百万円、未払法人税等が4億64百万円、短期借入金が2億88百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて8.1%増加し、10億40百万円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて21.1%減少し、104億63百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて4.9%減少し、32億14百万円となりました。これは、主として利益剰余金が1億72百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動により9億57百万円増加し、投資活動により1億41百万円及び財務活動により3億83百万円減少したことにより、当第1四半期連結会計期間末には22億46百万円(前年同四半期は16億7百万円)となりました。

当第1四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は、9億57百万円(前年同四半期は8億35百万円の増加)となりました。これは主に、売上債権の減少で39億58百万円資金が増加したものの、仕入債務の減少で17億9百万円、法人税等の支払で4億76百万円、たな卸資産の増加で3億44百万円資金がそれぞれ減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、1億41百万円(前年同四半期は93百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出により1億44百万円資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、3億83百万円(前年同四半期は5億99百万円の減少)となりました。これは主に、短期借入金の返済により2億88百万円、リース債務の返済により42百万円それぞれ資金が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,024,000
優先株式	2,000,000
計	22,024,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,506,000	同左	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)4、5、8
第1回優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等であります。)	2,000,000	同左	非上場	(注)2、3、4、6、7、 8
計	7,506,000	同左		

(注) 1 提出日現在発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの第1回優先株式の転換により発行された株式数は、含まれておりません。

##### 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により取得されることとなる株式の数は増加いたします。
- (2) 行使価額の修正基準は、毎年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値の平均値といたします。
- (3) 行使価額は、前項記述の平均値が、34円を下回るときは34円を下限といたします。
- (4) 当社は、いつでも法令の定めるところに従って、優先株主との合意により当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得し、法令の定めるところに従って消却することができます。

##### 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、権利の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。また、株券の貸借に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と会社の特別利害関係者等との間に取決めはありません。さらに、その他投資者の保護を図るための事項についても該当ありません。

##### 4 当社の株式の単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株であります。

##### 5 当社の発行している普通株式は、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

##### 6 第1回優先株式は、現物出資(借入金の株式化 600,000千円)により発行されたものであります。

##### 7 優先株式の内容は次のとおりであります。

###### 優先期末配当

- (1) 当社は、定款第58条に定める期末配当金を支払うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下、優先株式を有する株主を「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につき優先株式1株当たり以下の計算式により算出される額または30円のいずれか少ない額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)を、剰余金の分配可能額がある限り必ず支払う。

優先期末配当金の金額 = 300円 × 各事業年度毎に算出する本項(2)に定める年率(以下「配当年率」という。)

ただし、当該事業年度において、に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。

- (2) 優先期末配当年率は、平成16年8月31日以降、次回配当年率決定日の前日までの各事業年度について、以下の計算式により計算される年率とする。ただし、配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1.50%

配当年率決定日は、初回は平成16年8月31日とし、以降毎年4月1日とする。ただし、当日が銀行休業日の場合は、前営業日を配当年率決定日とする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、各配当年率決定日において、午前11時の日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

- (3) 優先株式に対する期末配当が、当該事業年度において本項(1)の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 優先株式に対しては、1事業年度における期末配当としては本項(1)に規定する優先期末配当金の額を超えては配当しない。

#### 優先中間配当

- (1) 当社は、定款第59条に定める金銭の分配をするときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先期末配当金の2分の1に相当する額(以下「優先中間配当金」という。)の分配を必ず行う。
- (2) 優先株式に対しては、本項(1)の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。

#### 残余財産分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき300円までの金額を分配する。
- (2) 優先株式に対しては、300円を超えては残余財産の分配を行わない。

#### 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 種類株主総会の決議事項

法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。

剰余金の配当、中間配当、自己株式取得(優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式買取請求権に応じた買取、会社法第234条第4項に基づく1株に満たない端株の買取及び同法第197条第3項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。)、資本または準備金の減少に伴う払い戻し(以下あわせて「剰余金の分配等」という。)の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が6億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。

#### 取得請求権(1)

- (1) 優先株主は、平成21年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「請求可能期間」という。)において、当会社に対して、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当社は償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に金銭を交付する。
- (2) 取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の2分の1を超える場合、取得の順位は、請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

#### 合意による取得・消却

- (1) 当社は、いつでも法令に定めるところに従って、優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができる。
- (2) 当会社は前項により取得した優先株式を法令に定めるところに従って消却することができる。



取得請求権(2)

- (1) 優先株主は、平成19年9月1日以降いつでも、当社の株主名簿管理人に対し、優先株式1株につき、以下の計算式により算出される数の普通株式を交付するよう請求することができる。ただし、以下の計算式による算出の結果1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

優先株式1株につき取得できる普通株式の数 = 300円 ÷ 本項(2)から(4)に従って定められる金額(以下「取得価額」という。)

- (2) 取得価額は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの間に取得請求を行う場合については、金111円とする(以下この価額を「当初取得価額」という。)  
平成20年9月1日以降に取得請求を行う場合の取得価額については、毎年9月1日を取得価額修正日とし、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を、次回取得価額修正日までの間の取得価額とする。ただし、前記の平均値が、当初取得価額を超えたときは当初取得価額を上限取得価額とし、当初取得価額の30%を下回ったときは当初取得価額の30%を下限取得価額とする。
- (3) 優先株式発行後に、以下のaからdのいずれかに該当する事情が生じた場合には、取得価額を以下のからに定める算定方法により調整する。

取得価額調整の算定方法

取得価額の調整は次の取得価額調整式によるものとする。ただし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

取得価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

取得価額調整をすべき事情

- a 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)  
この場合、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合。  
この場合、調整後取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- c 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権または取得請求権を行使できる証券を発行する場合。  
この場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または当該新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(dについても同様とする。)

d 普通株式を取得することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下本項において「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合。

この場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項(3) a から d に掲げる場合の他、優先株式発行後に合併、資本の減少または普通株式の併合などが行われ、取得価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する取得価額に変更する。
- (5) 本項(3)、(4)に基づき取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても本項(3)、(4)の規定を準用する。この場合、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えるものとする。
- (6) 取得請求は、取得請求に要する書類及び優先株券を、当社の株主名簿管理人に呈示したとき(郵送の場合は到達したとき。)に行使されたものとし、取得請求の効力は取得請求行使時に発生するものとする。
- (7) 優先株式の取得請求権行使により発行された株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が、4月1日から9月30日の間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ取得請求があったものとみなしてこれを支払う。

株式併合・株式分割・募集株式・募集新株引受権

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、優先株主に対して募集株式または募集新株予約権の割当てを行わない。

なお、本優先株式について、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

#### 8 議決権の有無及びその理由

普通株式については議決権に制限はありません。

第1回優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、株主総会において議決権を有しないこととしております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年6月30日		7,506,000		800,000		300,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式2,000,000		「1 株式等の状況」の「(1)株式の 総数等」の「発行済株式」の注記 参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,004,000		株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式4,493,000	4,493	同上
単元未満株式	普通株式 9,000		同上
発行済株式総数	7,506,000		
総株主の議決権		4,493	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式499株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヤマウ	福岡市早良区東入部 5 - 15 - 7	1,004,000		1,004,000	13.38
計		1,004,000		1,004,000	13.38

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,059,363	2,495,274
受取手形及び売掛金	2 7,981,763	2 4,024,332
商品及び製品	1,352,870	1,668,938
仕掛品	602,939	636,949
原材料及び貯蔵品	296,287	290,564
その他	161,992	215,481
貸倒引当金	109,279	69,981
流動資産合計	12,345,936	9,261,558
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,753,183	1,753,183
その他(純額)	1,876,413	1,971,912
有形固定資産合計	3,629,596	3,725,096
無形固定資産		
その他	177,296	169,378
無形固定資産合計	177,296	169,378
投資その他の資産		
投資有価証券	296,823	320,074
その他	273,488	275,460
貸倒引当金	74,398	73,401
投資その他の資産合計	495,912	522,133
固定資産合計	4,302,805	4,416,607
資産合計	16,648,742	13,678,166
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,858,771	4,149,059
短期借入金	3,912,891	3,624,090
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	488,998	24,478
賞与引当金	171,421	264,103
その他	1,862,147	1,350,878
流動負債合計	12,304,230	9,422,610
固定負債		
長期借入金	137,918	123,053
役員退職慰労引当金	183,314	191,074
退職給付に係る負債	230,159	293,405
その他	411,514	433,176
固定負債合計	962,906	1,040,709
負債合計	13,267,136	10,463,320

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	300,000	300,000
利益剰余金	2,057,885	1,885,107
自己株式	12,223	12,248
株主資本合計	3,145,662	2,972,859
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	66,588	80,861
退職給付に係る調整累計額	101,761	97,569
その他の包括利益累計額合計	168,350	178,431
少数株主持分	67,592	63,555
純資産合計	3,381,605	3,214,846
負債純資産合計	16,648,742	13,678,166

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	3,481,858	3,483,253
売上原価	2,664,049	2,667,161
売上総利益	817,808	816,092
販売費及び一般管理費	933,152	987,444
営業損失( )	115,343	171,352
営業外収益		
受取利息	2,254	25
受取配当金	3,267	4,147
鉄屑処分収入	8,569	10,269
利用分量配当金	29,025	51,336
貸倒引当金戻入額	25,980	40,294
その他	18,971	26,654
営業外収益合計	88,069	132,728
営業外費用		
支払利息	18,144	18,475
その他	8,627	8,996
営業外費用合計	26,772	27,472
経常損失( )	54,046	66,095
特別利益		
固定資産売却益	35	-
投資有価証券売却益	531	-
特別利益合計	567	-
特別損失		
固定資産除却損	8	-
特別損失合計	8	-
税金等調整前四半期純損失( )	53,488	66,095
法人税、住民税及び事業税	14,684	18,354
法人税等調整額	405	14,664
法人税等合計	14,279	3,690
少数株主損益調整前四半期純損失( )	67,767	69,785
少数株主損失( )	4,803	4,037
四半期純損失( )	62,963	65,748



【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	67,767	69,785
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,058	14,273
退職給付に係る調整額	-	4,192
その他の包括利益合計	7,058	10,080
四半期包括利益	74,825	59,704
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	70,022	55,667
少数株主に係る四半期包括利益	4,803	4,037

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	53,488	66,095
減価償却費	90,464	110,453
貸倒引当金の増減額( は減少)	37,937	40,294
賞与引当金の増減額( は減少)	78,174	92,682
退職給付引当金の増減額( は減少)	18,032	-
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	-	12,433
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	7,298	7,759
受取利息及び受取配当金	5,521	4,172
支払利息	18,144	18,475
投資有価証券売却損益( は益)	531	-
固定資産売却損益( は益)	35	-
固定資産除却損	8	-
売上債権の増減額( は増加)	1,909,672	3,958,439
たな卸資産の増減額( は増加)	314,099	344,353
未収消費税等の増減額( は増加)	316	5,329
その他の流動資産の増減額( は増加)	4,437	46,782
その他の固定資産の増減額( は増加)	2,167	1,534
仕入債務の増減額( は減少)	832,765	1,709,711
未払消費税等の増減額( は減少)	25,200	93,770
その他の流動負債の増減額( は減少)	79,846	421,826
その他の固定負債の増減額( は減少)	3,805	4,656
その他	57	0
小計	906,032	1,446,160
利息及び配当金の受取額	5,521	4,172
利息の支払額	15,601	15,918
法人税等の支払額	60,104	476,687
営業活動によるキャッシュ・フロー	835,848	957,727
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	11,527	32,406
定期預金の払戻による収入	79,027	29,104
有形固定資産の取得による支出	139,307	144,008
有形固定資産の売却による収入	38	-
無形固定資産の取得による支出	21,000	1,664
投資有価証券の取得による支出	614	2,877
投資有価証券の償還による収入	93	74
投資有価証券の売却による収入	1,000	-
貸付金の回収による収入	585	1,105
その他	1,909	9,458
投資活動によるキャッシュ・フロー	93,614	141,214

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	443,000	288,800
長期借入金の返済による支出	99,337	14,865
自己株式の取得による支出	-	24
リース債務の返済による支出	32,863	42,358
配当金の支払額	24,608	37,853
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>599,809</b>	<b>383,903</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	142,424	432,610
現金及び現金同等物の期首残高	1,465,242	1,814,202
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 1,607,666	1 2,246,812

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が69,190千円増加し、利益剰余金が69,190千円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

従業員の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	12,415千円	10,995千円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形割引高	1,055,329千円	886,134千円
受取手形裏書譲渡高	70,856千円	57,747千円

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

当社グループの事業は公共工事関連の比重が高いため、第1、第2四半期連結会計期間に比べ第3、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	1,802,807千円	2,495,274千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	195,140千円	248,462千円
現金及び現金同等物	1,607,666千円	2,246,812千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	13,507	3.000	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年6月27日 定時株主総会	第1回 優先株式	11,094	5.547	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	27,009	6.000	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年6月27日 定時株主総会	第1回 優先株式	10,830	5.415	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	コンクリート製品製造・販売事業	水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業	コンクリート建造物の点検・調査事業	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	2,928,191	488,492	56,713	8,461		3,481,858
セグメント間の内部売上高又は振替高			412		412	
計	2,928,191	488,492	57,125	8,461	412	3,481,858
セグメント損失( )	5,171	94,225	632	15,399	85	115,343

(注)1.セグメント損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2.セグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	コンクリート製品製造・販売事業	水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業	コンクリート建造物の点検・調査事業	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	2,974,423	458,181	40,524	10,125		3,483,253
セグメント間の内部売上高又は振替高			150		150	
計	2,974,423	458,181	40,674	10,125	150	3,483,253
セグメント損失( )	16,497	124,265	5,543	25,242	196	171,352

(注)1.セグメント損失( )の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2.セグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。なお、当該変更によるセグメント損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	13円98銭	14円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	62,963	65,748
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	62,963	65,748
普通株式の期中平均株式数(株)	4,502,448	4,501,511
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社ヤマウ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	能利生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪	田博之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマウ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。